序章 事業概要

1 本事業の背景と目的

(1)本県観光を取り巻く社会潮流

ア 国際観光の急成長

世界観光機関(UNWTO)の統計によると、2007年の国際観光到着数は、推定6%増で、約9億人に達するという新記録を達成した。8億人に達したのが2005年であることを考えると、驚くべき偉業であると報告されている。

また、2000年に行われた将来予測では、2010年には 10億 600 万人、2020年には 15億 6,100 万人と、2005年から 15年あまりの間に 2倍近くに達することが予測されている。

統計によると、国際観光到着数が全般的に増加を示すなか、アジア・太平洋地域は驚異的な伸びを示しており、2005年には米州※を抜いて国際観光客のシェアは20%近くにまで至っている。アジア・太平洋地域は力強い経済成長が可処分所得の増加をもたらし、外国旅行の需要増大が促されていると報告されている。

世界的に見ると観光産業は雇用や GDP の 1 割を超え、自動車や情報機器産業の規模を上回る成長産業となり、21 世紀のリーディング産業とも言われている。

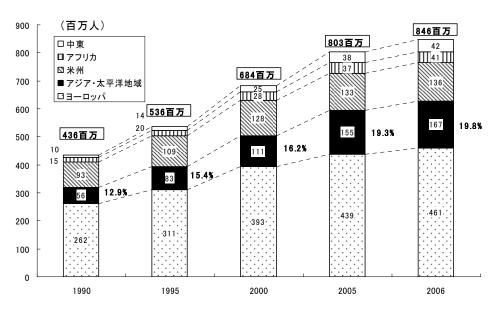


図 序-1 国際観光客到着数 1990-2006 年

※ 米州: 北アメリカ・カリブ海・中央アメリカ・南アメリカ 資料:「世界観光機関(UNWTO)による特別報告 2006 年国際観光概観」 (平成 20 年 3 月 財団法人アジア太平洋観光交流センター)

イ ビジット・ジャパン・キャンペーンの取組み

我が国はこれまで、加工貿易を主要な外貨獲得手段として発展し、世界の上位に名を連ねる経済大国として成長してきた。一方で、近隣諸国の急速な経済成長やこれに伴う国際観光の急増に対して、観光戦略の見直しが必要となっていた。

2003年1月、小泉総理大臣は施政方針演説において、日本を訪れる外国人旅行者を2010年(平成22年)に倍増させることを目標として掲げた。これを受け、観光立国懇談会において取りまとめられた報告書には、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」という副題が付けられ、改めて「観光」の意義について下記のように述べられている。

- ・ 世界が大交流の時代を迎えるなか、日本は訪れる外国人が世界で 35 位であるなど、国際観光については後進国の地位に甘んじていること
- ・ 欧米はもとより、アジアの国々は、観光を自国の国力を高め、文化を諸外国に発信する 有力な手段と捉えていること
- 同時に、観光は経済に刺激を与え、教育を充実し、国民の国際性を高めるものであり、 まさに国の将来、地域の未来を切り拓く有力な手段であるといっても過言ではないこと
- ・ 観光の原点は、ただ単に名所や風景などの「光を見る」ことだけではなく、地域に住む 人々がその地に住むことに誇りをもつことができ、幸せを感じられることによって、そ の地域が「光を示す」ことにあること
- ・ 観光立国の推進に当たっては、まずはこうした「観光の原点」に立ち返ること、つまり「観光」概念の革新が必要になること、21世紀には、文化力や知力や情報力に根ざしたソフト・パワーを高めることによって他国からの信頼を集めるとともに、内外の人々や企業などを魅き付ける磁力の強化を国家的課題として推進する必要があること
- ・ 観光の革新により日本全体の、そしてそれぞれの地域の「光」が輝きを増し、社会が活性化していくことを通じて、外国の人々が「訪れたい」「学びたい」「働きたい」、そして「住みたい」日本となることこそ、21世紀に日本が追求すべき国の価値であること

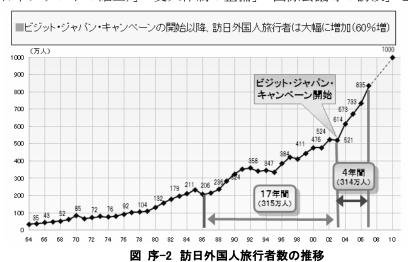
資料:「観光立国行動計画-「住んでよし、訪れてよしの国づくり」戦略行動計画-」(平成15年7月 観光立国関係 閣僚会議)

政府はこの「観光立国宣言」を掲げ、2003年よりビジット・ジャパン・キャンペーンによる外国人客の誘致拡大(インバウンド)戦略を強化しており、2010年の訪日外国人客数の目標を1,000万人としている。日本政府観光局(JNTO)では、1,000万人目標達成時の経済波及効果は6兆円と試算している。これにより、訪日外国人旅行者数は2003年の521万人から、2008年の835万人へと大きく増加している。

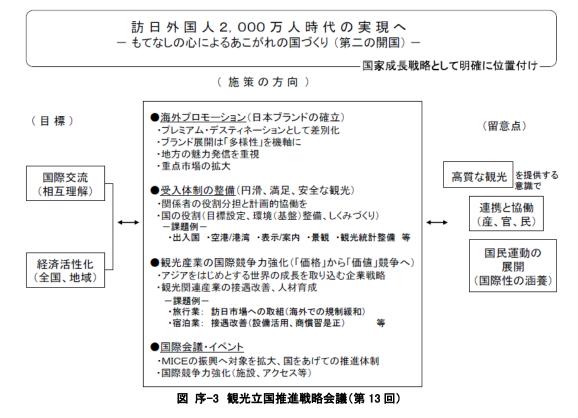
これまで旅行需要の大きい 12 市場に対して、我が国の観光魅力のプロモーションに取組んでおり、その結果、旅行目的地としての認知度向上、旅行商品の造成販売が拡大し、訪日外国人旅行者数は 2008 年上半期までは順調に増加してきた。

2008 年 8 月以降、世界的な景気後退の影響を受け低迷が続いているが、世界観光機関 (UNWTO) によると、国際観光は中長期的には成長軌道にあり、なかでも東アジア・太平 洋地域は最も成長性の高い地域であるとしている。

さらに、2008年10月には国土交通省に観光庁が設置され、新たに2020年、2,000万人の目標が設定された。2009年3月に観光立国推進戦略会議観光実務に関するワーキンググループがまとめた「訪日外国人2,000万人時代の実現へ」では、施策の方向として「海外プロモーション(日本ブランドの確立)」「受入体制の整備」「国際会議等の誘致」としている。



資料: 観光庁 HP (http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/vjc.html)



資料:首相官邸 HP (http://www.kantei.go.jp/)

ウ 沖縄観光の課題(第3次沖縄県観光振興計画等より抜粋・引用)

(ア)質の高い沖縄観光の実現

《観光消費の拡大》

第2次沖縄観光振興計画がスタートした平成17年以降、沖縄の入域観光客数は順調に増加し、平成19年には目標指標に達する587万人を記録した。一方で、観光客一人あたりの県内消費額は依然伸び悩んでおり、目標指標より低位にある。

平成 18 年の観光客 1 人当たりの県内消費額は 7.3 万円で依然、伸び悩んでいる。平成 19 年も 7.2 万円、前年比 0.8%の減となった。リゾート・ショッピングの進展により、土産費は増加傾向にあるものの、宿泊費については、宿泊特化型宿泊施設の増加や滞在日数の伸び悩みなどにより、減少傾向にある。

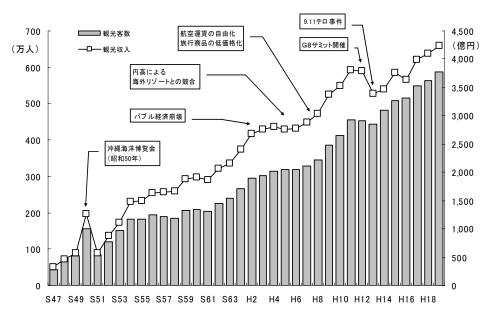


図 序-4 沖縄観光の推移

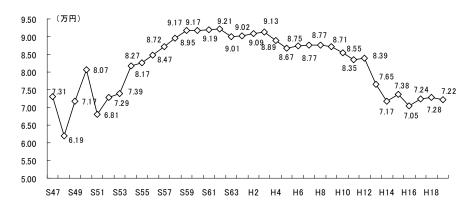


図 序-5 観光客一人当たり県内消費額の推移

資料:「沖縄県観光要覧 平成 19 年版」(平成 20 年 11 月 沖縄県)

《外国人観光客の誘致促進》

外国人観光客数は、これまで増減を繰り返しながら推移しており、平成 20 年に過去最高の約 25.2 万人を記録している。それでも観光客全体からすると約 4.2%とごく僅かである。

現在、国においては観光立国を掲げ、外国人観光客の我が国への誘客にさらに積極的に取り組んでいる。

また、我が国における少子高齢化の進展により長期的には国内マーケットの大幅な拡大が 見込めない中、経済成長と相まって中国を中心とする東アジア地域において、大きな観光市 場が創出されつつあり、沖縄観光にとっても有望な市場になることが見込まれている。

(イ)大きな飛躍に向けた基盤づくり

《観光客目標 1,000 万人に向けて》

沖縄県における観光・リゾート産業は、引き続き県経済を牽引していくことが強く求められており、持続的な伸張を確保する必要がある。

平成 18 年 12 月、沖縄県は、観光・リゾート産業の大きな飛躍により、自立型経済の構築を着実に進めるため、「概ね 10 年後(平成 28 年)を目処に年間観光客数 1,000 万人を目指して観光の新たな展開を図ること」を新たな政策目標として掲げている。

《新たな観光メニューの創出促進》

本県の観光・リゾート産業を持続的に振興し、将来の大きな飛躍を実現するためには、空港・港湾・道路など関連社会インフラの整備はもとより、公共・民間の観光施設の整備、地域資源を活用した新たな観光メニューの創出促進など、国内外から多くの観光客を引きつけられる魅力ある観光地づくりの推進、新たなマーケットの拡大に向けた誘客宣伝活動の展開など、従来にも増して戦略的かつ重点的な観光振興策の展開が必要である。

さらに、沖縄観光の持続的な伸張を図るためには、年間を通して季節変動の少ない通年型 の観光を実現することが重要である。

また、季節天候に左右されない新たな観光メニューの確立など、新たなオフシーズン対策 の展開が求められている。

(ウ)具体的な課題

《コンベンション・アイランドの形成に向けた課題》

企業ミーティング、報奨旅行、国際・国内会議、イベントや展示会などを目的とする、いわゆる MICE 分野の旅行は、観光を主な目的とする旅行よりも経済効果が高いといわれており、今後の新たなマーケットとしての成長が見込まれる。

MICE 誘致を積極的に進めるためには、マーケティング調査等に基づき市場の動向を把握し、国、市町村、関係団体及び観光業界と連携し、効果的かつ多面的な誘致活動を展開していく必要がある。

沖縄での MICE 開催のインセンティブを高めるため、MICE 主催者が必要とする情報やサ

ービスの円滑な提供、多彩なコンベンション施設等の整備、同時通訳者等の人材の育成など 受入体制の充実を図っていく必要がある。

※M.I.C.E.とは、Meeting, Incentive, Convention or Congress, Event or Exhibition の略であり、企業ミーティング、報 奨(インセンティブ)旅行、国内・国際会議、イベントや展示会の総称である。

(2)カジノ・エンターテイメント導入の意義と役割

ア カジノ・エンターテイメントの目的と発展

カジノは、かつてのヨーロッパにおいて王侯貴族の娯楽として始まり、富裕層の社交場的な感覚で認知されてきた。その後も観光資源や観光振興策として、温泉やオペラなど既存のエンターテイメントと絡めることにより、カジノ・コンプレックスなどの形態に発展した。

一方、アメリカのラスベガスは、1929年に始まった世界恐慌の打開策としてフーバーダムの建設がはじまり、ネバダ州は税収確保のためカジノを合法化した。労働者の娯楽の場として町が発展するなか、エンターテイメント的な要素を持つカジノ・ホテルが出現し、大成功を収めると、次々に建設がはじまり、競争原理の基に様々な魅力要素が付加され、大規模集積型のメガリゾートに発展を遂げた。

その後、カジノ・エンターテイメントは、観光開発や失業対策、税収確保、経済復興などの手段としての目的を帯び、国策として合法化される等世界各国に広まった。

今日では、カジノ・エンターテイメント施設は、国際観光におけるグローバルスタンダードになりつつあり、カジノを合法化している国は120カ国を超えている。特にアジアでは、国際観光の爆発的な増加に伴ってカジノ産業のビッグバンとも言うべき現象が起こっている。

イ 我が国におけるカジノ・エンターテイメントの考え方

自由民主党は平成 18 年 2 月、観光特別委員会の下に「カジノ・エンターテイメント検討小委員会」を設置し、同年 6 月に「我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」を作成した。

自由民主党の同基本方針では、外国人観光客の拡大及び時間消費型・滞在型国内観光の振興により国際競争力のある観光を実現し、エンターテイメント関連産業の育成、雇用創出、地域振興・再生などに寄与・貢献するために、国民並びに来訪観光客にカジノという新たなエンターテイメントを提供し、その収益をもって地方と国の財政に資することが目的となっている。

さらに、カジノ・エンターテイメントは、老若男女を問わず家族でも楽しむことができる テーマパーク、劇場、シネマコンプレックス、ショッピング・グルメモール、スポーツ施設、 国際会議場、ホテルなどにカジノを含んだ複合施設とされている。

また、施行を希望する地方公共団体は、同基本方針に則り、申請することとなっているが、 国に対する申請要件には、カジノを施行することに関してのプラス・マイナスの両側面に亘 る社会・経済影響度評価の実施、地域住民による理解、法の意図を具体化する企画提案など が必要とされている。

ウ 沖縄におけるカジノ・エンターテイメント導入の意義

これまで述べてきた、国内外における社会潮流の変化、本県の課題等を踏まえると、本県はこれまでの依存型経済から自立型経済への移行が求められている。特にリーディング産業である観光・リゾート産業については、その牽引役となることが強く求められており、入域観光客 1,000 万人の目標に向け、さらなる飛躍が必要である。

特に、アジア地域の著しい成長など大きな市場を目の前にした本県の地理的な有利性を考えると、観光誘客 1,000 万人の達成のためには、国内観光のみならず、海外からの誘客を視野に入れ、国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するとともに、観光・リゾート産業の国際競争力を強化することが重要となってくる。

カジノ・エンターテイメントは、国際観光におけるグローバルスタンダードになりつつあり、時間、天候、季節を問わず楽しめる新たな観光資源と言え、海外からの観光客の増加の面において、有効な手段の一つとして考えられる。

〇第一段階 観光客の誘致

(付加価値を発生させる必要がある)

〇第二段階 観光消費の誘導

(競争力のある物を移出することにより対価を得る。観光消費がなければ経済効果は 得られない)

〇第三段階 経済の循環

(地域に投下された資金を地域の中で循環させる。このシステムがないと地域経済に 与える影響は小さくなる)

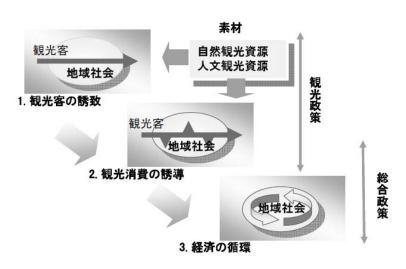


図 序-6 持続可能な観光振興策

資料:1,000 万来客目標とインフラの課題 小濱哲 より

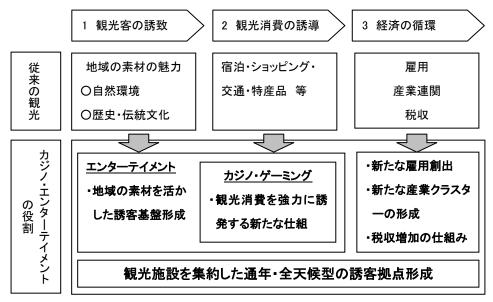


図 序-7 カジノ・エンターテイメントの役割

《沖縄におけるカジノ・エンターテイメント導入の意義や役割》

- ○観光のグローバルスタンダード化へのグレードアップ
- ○国際観光地としての地位の確立
- ○消費を誘発し、持続可能な自立型経済の構築に貢献する仕組み
- 〇地域内で経済を循環させる新たな産業クラスター※の形成
- 〇失業率を改善し、県民所得の向上に寄与
- ○沖縄の魅力を世界へ発信する機会の創出

※産業クラスター: 米国の経営学者マイケル・E・ポーターが提示した概念で、「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関(大学、規格団体、業界団体など)が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」をいう。

(3)海外の取組み事例

カジノ施設の設置は、観光促進、雇用創出などによる経済活性化、税収入の確保、外貨の 獲得、違法カジノの排除等の目的が主に掲げられ、文化的、経済的状況、国家・自治の政策・ 財政状況等の各国、各地域の状況を踏まえて合法化され、設置に至っている。

ア 各国の事例

(ア)観光促進のためにカジノを導入した例

観光促進のためにカジノを導入した地域としては、モナコ、オーストラリア、ニュージーランドなどが挙げられる。モナコでは、高級リゾート地の中にカジノを設置し、オーストラリアは政府主導の観光産業の増進が図られる中で、カジノが設置されてきた。ニュージーランドでは、自然を中心とした観光資源に更なる魅力をカジノで付加することが主な目的とされている。

(イ)経済の活性化を目的としてカジノを導入した例

経済の活性化を目的としてカジノを導入する場合では、その中でも重視している点を踏まえ分類すると、主な目的として観光促進、経済的復興の大きく二つに分けることができる。観光促進の観点からは、観光施設の修復と再開発の中でカジノを導入したニュージャージー州(米国)が挙げられる。地域経済の衰退による失業率の増加などを防ぐため、雇用創出を中心とした経済的復興を目的にカジノを導入した地域としては、ミシシッピ州、カンウォンランド(韓国・江原道(カンウォンドウ))などが挙げられる。ミシシッピ州(米国)では、農業の機械化に伴う失業者増加を防ぐために導入しており、またカンウォンランドでは、廃坑地域の活性化を促すために導入された。

(ウ)税収の確保を目的としてカジノを導入した例

税収の確保を目的としたものとしては、ネバダ州(米国)、ドイツ、ニュージーランドのケースがある。ネバダ州においては、合法化以前からカジノ自体は存在していた。カジノ合法化の目的として観光産業の活性化という意味合いもあるが、直接的な契機は1929年の大恐慌による税収不足を補うためであった。またニュージーランドにおいても観光促進という目的も大きいが、財政危機を乗り越えるために規制緩和を行い、導入に踏み切っている。またドイツではバーデンバーデンにカジノが設立されたのが1748年となっており、その時の導入目的は自治体の税収確保と言われている。

(エ)その他の導入事例

以上のような目的が多くのカジノ導入のケースにあてはまるものであるが、それ以外にも数は少ないが、ウォーカーヒル(韓国・ソウル)での行政政策の一環として外貨獲得を目的に導入された例や、生活文化の中でギャンブルが盛んであったイギリスにおいて違法カジノを排除するために合法化され、本格的に導入されたというケースもある。

資料:「エンターテイメント事業可能性調査報告書」(平成 15 年 4 月 沖縄県)

■世界の主なカジノ

世界各国の主なカジノの状況について、また代表的な地域の紹介をする。



米国:ほとんどの州でカジノが合法化

ネバダ州・ラスベガス

ネバダ州のラスベガスでは、合法化される以前から実質的にゲーミングは行なわれていた。合法化の目的は、観光振興の意味合いもあるが、直接的には 1929 年のアメリカ大恐慌に伴う税収入の不足を補うための財源とするためであった。

掲載写真: MGM Grand (出典: http://www.ryoko.info/lasvegas/)



ニュージャージー州・アトランティック・シティー

現存する観光施設の修復と再開発、損壊した観光施設や文化的施設の 復興と移設、世界のプレイグランドとしての市の復興を目的とし、1977 年にカジノが合法化された。

掲載写真: Trump Taj Mahal (出典: http://en.wikipedia.org/wiki/File:TrumpTajMahal.jpg)



ミシシッピ州・チュニカ、ビロクシ

1950 年代から農業の機械化の進展に伴い、従来の農作業従事者の失業が深刻化し、1980 年代後半には1人当たり所得が全米の最下位レベルとなった。そこで経済的復興を目的として、1991 年にカジノ合法化案が議会を通過。1992 年にカジノを設置。

掲載写真: Hard Rock Café Biloxi (出典: http://4travel.jp/overseas/area/north_america/)



コネチカット州

ミスティック近郊には、モヒーガン・サンと、フォックスウッズカジノという、事業者単位で見た場合、ラスベガスを超える世界最大級のカジノリゾートも存在。スパやショッピングモールといった施設も充実しているので、存分に夜を満喫できる。また、様々な州立公園、歴史を感じさせる趣のある村の緑、隣接して存在する様々なアミューズメント施設が立地。

掲載写真: Foxwoods Casino in Ledyard (出典: http://www.weiss⁻sheetmetal.com/architectural.html)



中米

バハマ・ナッソー

ナッソーの北に浮く白いパウダーサンドの島。豪華で充実した施設を 誇るホテルが立地。マリンスポーツ、ゴルフだけでなく、西半球で1・2 と言われるカジノやナイトショーがあり、最高のエンターテイメントが 揃っている。



掲載写真: Atlantis Paradise Island (出典: http://www.atlantis.com/)

ケーブルビーチ

ナッソーの市街地から西へ 4 キロ。白いパウダーサンドのビーチと高級ホテルが建ち並ぶエリア、50 年以上の歴史を誇る高級リゾート。 世界的に著名な高級リゾートホテル、マリンスポーツ、ゴルフ、カジノ、ナイトライフを彩るショーの数々、充実したアメリカン・リゾート。

掲載写真: Wyndham Nassau Resort & Crystal Palace Casino (出典: http://www.reve.co.jp/carib/bahamas/)



カナダ

オンタリオ州・ウィンザー

1988年開催の冬期オリンピックの各州分担金を要求する代わりに、1985年に政府が連邦刑法を修正。州の管轄下におくことを条件に、カジノを許諾したことが直接的な経緯。1993年に3つの州の州法制定で合法化、オンタリオ州では、1994年に初のカジノがウィンザーにオープン。合法化の目的は、税収の確保、雇用創出、経済再開発、観光促進等。

掲載写真: Casino Windsor (出典: http://hiroba.gnavi.co.jp/)



欧州

イギリス・ロンドン

競馬、サッカーなどギャンブルの歴史が古く、カジノは生活文化の一 部として楽しまれていたが、大英帝国議会における5年に及ぶ論争を経 て、一定の統制下で許可すべきとの結論から 1968 年にゲーム法(The Gaming Act)が制定された。

2005年、カジノ法では17のカジノが認められ、うちスーパーカジノ (ラスベガスタイプの本格的複合型) 1 箇所も許諾対象となった。

掲載写真: Park Tower Casino (出典: http://www.casinova.jp/worldCasino/)



ドイツ・バーデン-バーデン

ドストエフスキーの「賭博者」で有名となったドイツ最大のカジノ "Casino Baden-Baden"が、ドイツ最古のカジノとして知られている。 設立の主な目的は、自治体の財政収入の確保。

掲載写真: Casino Baden Baden

(出典: http://www.casinoland.de/news/presseinfos/node_8757)



フランス・コートダジュール等

1907年のカジノ法により制度化が図られ、国内には170のカジノ施 設が認可されており、イギリスの 122 施設、ドイツの 80 施設を大きく 上回るカジノ大国。1988年の法改正により、特別な観光、文化活動を 有する人口 50 万人以上の都市地域において、カジノ開設が認められて いる。

掲載写真: Casino Barriere de Deauville

(出典:http://www.kamakuraheart.org/world/no29_france02/france2.html)



モナコ・モンテカルロ

1863年にシャルル3世(フランスからの独立時の大公)が、当時フ ランスでカジノが禁止されていることに着目し、カジノを含む高級リゾ - ト地を設立したことが起源。

掲載写真:グラン・カジノ (出典:http://www.alan1.net/jp/europe/france/)



アジア

韓国・江原道(カンウォンランド)

廃坑地域の蘇生・開発を目的として、2000年に設立。韓国において 唯一、内国人の利用を前提として設立されたカジノ施設。

掲載写真:江原ランドホテル (出典:http://jp.gangwon.to/guide/)



韓国・ソウル(パラダイス・ウォーカーヒル)

カンウォンランドを除いた他のカジノ施設と同様に、「観光振興を通 じた外貨獲得」を目的とした政策に基づいて、1965年に設立。入場者 は韓国に住む外国人及び外国人旅行者に限定されている。

> 掲載写真: Sheraton Grende Walkerhill (出典:http://travel.rakuten.co.jp/HOTEL/71638/71638.html)



中国・マカオ

マカオでギャンブルが公認されたのは 1800 年代。住民の香港移住の 引止め補償に、ファンタンのギャンブルパーラーを許可したことが始ま り。近代カジノの始まりは、「マカオ旅行娯楽会社(STDM)」がエリスト ル・ホテルにカジノ設備を導入した 1962 年と言われている。2001 年に は、カジノ経営権を外資にも開放し、ラスベガス型のインテグレーテッ ドリゾートが導入され、飛躍的な成長をとげ、2006年にはラスベガス のカジノ収入を超えて世界一となっている。

掲載写真:ザ・サンズ・マカオ (出典:http://www.macauguide.jp/sands.php)





シンガポール・マリーナベイ、セントーサ島

2005年に統合リゾート開発の一環としてカジノを解禁。現在、2009~10年の開業を目指し、マリーナベイ地区、セントーサ島に大規模な施設を建設中。外国人観光客、観光収入の増加を目的としており、シンガポール人の利用抑制のため、入場料や年会費の徴収を行うこととしている。 掲載写真:セントーサ島(出典:http://www.tv-kikaku.com/mm/viva/200709/)



掲載写真: リゾート・ワールド・セントーサ (出典: http://www.sentosa.com.sg/)



掲載写真:マリーナ・ベイ・サンズ (出典:http://www.geocities.co.jp/nezimaki_tokyo/kankou/)



タイ

タイでは政府運営の宝くじ及び競馬以外の全ての賭博は法律で禁止されており、タイ国民は近隣のカンボジアやミャンマーの国境沿いに点在するカジノに行き賭博を行っている。2008年3月当時のサマック・スンタラウェート首相が、海外からの観光客とタイ国民がともに利用できる合法カジノを、プーケット島など国内5か所の観光地に建設する計画を発表。

掲載写真:ミャンマー在 Golden Triangle Paradise Resort (出典:http://thaisuki.net/chiangmailongstay/sightseeing/post_52.html)



マレーシア・ゲンティンハイランド

クアラルンプールから東へ約1時間、パハン州にある標高約1,700mの高原リゾート。ゲンティングループが保有するカジノと遊園地、ゴルフコースがある一大高原リゾート。

掲載図:マレーシア・ゲンティンハイランド (出典:http://www.orient-holidays.com/)



オセアニア

オーストラリア

1973 年タスマニア島のホテルとゴルフクラブでカジノを開始したのが始まり。当時からスポーツクラブ等の財源として、各種クラブにスロットマシンを設置することは合法であった。1980 年代以降、政府の観光産業促進政策のもとで、州ごとにゲーム委員会とカジノ法が作られる。その目的は、観光促進、地方自治体の税収増加、雇用機会の創出等であった。現在、全ての州でカジノ施設が設けられ、カジノの盛んな国となっている。



掲載写真:(上) コンラッド・ジュピターズ・ゴールドコースト

(出典:http://www.conradhotels.jp/) (下) スターシティー・シドニー

(出典:http://www.resocasi.com/topics/starcity/index.html)



ニュージーランド

競馬やロッタリー等は以前から実施されていたが、ギャンブルには犯罪的要素が含まれるということで、慎重な検討を重ねた結果、1990年にゲーム法を制定。1993年にクライストチャーチ、オークランドの2ヶ所にライセンスが交付される。1994年には財政危機に伴う構造改革の流れでギャンブルの規制緩和が図られ、さらなるカジノ施設の導入が行なわれた。

掲載写真:Christchurch Casino(出典:http://plaza.rakuten.co.jp/hypergdatm/3013)

イ シンガポールの導入事例

シンガポールは、国際観光地として知られる一方、規制の厳しい国として知られており、 これまで宗教上の理由からカジノは禁止されてきた。

しかしながら、年間観光客数は停滞し、観光消費の減少や滞在期間の短縮化など、観光地としての相対的な地位の低下が見られていた。

近年の国際観光の急増に対し、特にアジア各国がこぞって観光誘客を進める中で、シンガポールでは観光立国としての強い危機感が生まれ、生き残りをかけてカジノ解禁に踏みきっている。

2003年に複合カジノ観光施設導入の検討が開始され、2005年4月には統合リゾート (IR =インテグレーテッド・リゾート) の開発計画が閣議決定されるという、短期間での事業化を実現している。

表 序-1 シンガポール共和国の概要(沖縄県との比較)

項目	シンガポール(S\$=63.68 円)	沖縄県	
面積(k m²)	699	2,274	
居住人口	約 459 万人(永住者 361 万人)	約 137 万人	
政治体制	立憲共和制	地方自治体	
以心体制	(事実上の一党独裁制)	(国:複数政党制)	
名目GDP	128,518 億円(2006)※1	36,876 億円 (県民総生産 名目)(2006)	
観光客数	1,028 万人(2007)	587 万人(2007)	
旅行者内訳	アメリカ地域5.1%アジア地域72.7%ヨーロッパ地域12.3%オセアニア地域8.7%その他1.2%	国内 97.0% 国内 3.0%	
観光収入	約 8,979 億円(2007) (約 141 億 S\$)	約 4,200 億円(2007)	
観光客の消費(円/人)	60,432 円/人(2007) (949\$\$)	72,239 円/人(2007)	
`## /-	平均滞在日数	平均滞在日数	
滞在日数 	3.6 日 (2007)	3.76 日 (2006)	
宿泊	平均収容率 87.0%(2007)	定員稼働率 59.2%(2007)	

資料:外務省 HP (http://www.mofa.go.jp/)、「Annual Report on Tourism Statistics2007」(http://app.stb.gov.sg/)
「沖縄県観光要覧 平成 19 年度版」(平成 20 年 11 月 沖縄県) 「県民経済計算 平成 18 年度」(沖縄県)

※1 シンガポールの名目 GDP については、外務省 HP(2009 年 4 月現在)掲載の数値 133,873 百万 US ドル(2006)を、平成20 年 11 月現在の US ドル=96 円で換算したものである。

《IR=インテグレーテッド・リゾート導入の理由》

- ・ 40 年間カジノを禁止してきたが、アジア各国のリゾートの発展に伴うシンガポールの魅力低下への強い危機感
- ・ 総合リゾート (IR=インテグレーテッド・リゾート) の創出によるアジア中核拠点の形成 (カジノ創出、カジノ中心ではなく、総合エンターテイメント)

・ その実現において、ゲーミング機能の導入は、確実な観光収入の確保、施設の健全な育成 において必要

《シンガポール政府観光局 2015 年の目標》(2004 年比)

- ・ 観光収入約 3 倍の約 300 億 S\$=約 1 兆 9,104 億円(2004 年実績:約 100 億 S\$=約 6,368 億円)
- 観光客数約2倍の1,700万人(2004年実績:830万人)
- 観光事業従事者数約25万人(2004年実績:15万人)

資料: 「Annual Report on Tourism Statistics 2007」、「Media Release」(http://app.stb.gov.sg/)

《統合リゾート2つの施設導入による効果》

·直接雇用 35,000 人

・経済効果 約15億S\$(約955億円)のGDP(国内総生産)増加

資料:「ニッポンカジノ&メガリゾート革命国際観光立国宣言」(2007年12月 梅澤忠雄 美原融 宮田修)

《事業化までの経緯》

2003年(H15): 諸外国法制研究、素案設計

ビジョン作成:総合リゾート構想(IR)

2004年(H16): 世論の醸成(賛成・反対 2 分化)

概念提案公募(拘束力なし)

2005年(H17): 4月閣議決定

制度詳細検討開始 事業者選定開始 依存症対策検討開始

10 月法案決定

マリーナベイ事業者募集 依存症対策国民協議会の設立

財源確保

2006年 (H18): 1月議会へ法案提出

2月法案可決

3月マリーナベイ応札締切

(ラスベガス・サンズ、MGM ミラージュ、ハラーズ)

4月セントーサ島 応札

5月マリーナベイ ラスベガスサンズに決定

セントーサ島応札締切

(ゲンティング、カーズナー、エイトワンダー、ハラーズ(撤退))

12月セントーサ島 ゲンティングに決定

2007年(H19): 2月8日、マリーナベイ地区着工

4月16日、セントーサ地区着工

2009年 (H21): マリーナベイ地区オープン予定

2010年(H22): セントーサ地区オープン予定

《開発地区概要》

マリーナベイ・サンズ シンガポールの概要

マリーナベイ落札者提案概要(Las Vegas Sands Corp): シンガポール政府公表資料。 落札主体である米国 Las Vegas Sands Corp の提案概要として下記が公開された。

1016111	To some has vegas bands out one while the some which one	
総投資額:	S\$50 億ドル以上(土地購入代金並びにその他の資本コストを含む)	
	¥3,184 億円 1S\$=63.68 円で換算(平成 21 年 3 月 28 日現在)	
総床面積:	570,000 m ²	
統合リゾートの主	MICE 施設: (Meeting, Incentive, Convention and Exhibition)	
要要素:	全 MICE 用スペースは床面積で 110,390 ㎡。下記を含む。	
	・41,000 ㎡ エキジビジョンホール。	
	・9,200 ㎡ グランドボールルーム(柱無し。アジア最大。最大 8,000 人収容可能)。	
	・48,000 m 会議室コンプレックス。	
	レジャー施設 : (Leisure Offerings)	
	・2 つの劇場(各々2,000 席)。	
	・エンターテイメントゾーン、広さ 3,700 ㎡でゲームとビデオを提供。	
	・操作可能な水圧ステップ付ウォーターフロントプロムナードに位置する屋外イベントプラザ(10,000	
	人収容可能)。	
	・ベイフロントに位置する芸術科学博物館。広さ 20,500 ㎡で芸術と科学の両方の展示と連携を担	
	う。常設展示品としてはレオナルド・ダビンチの様々な芸術品を展示する。	
	・夜、美術博物館の屋根は屋外劇場に変わる(3,000 人着席可能で夜毎に光と水のショーを実施、こ	
	れはウォーターフロントプロムナードからも見ることができる)。	
	・三つのタワーホテルの 50 階の屋上に1ヘクタールのスカイパークを設置。パノラマビューを提供。	
	・総面積 117,100 ㎡のマリーナベイ・ショッパーズ(物品販売)。 今シンガポールにはないサックス・フィ	
	フスアベニュー並びにニーマン・マルカスなどを招請。	
	・著名シェフレストラン: 国際的なシェフでもある Charlie Trotter, Alfonso Iaccarino, Tet	
	Wakuda, Thomas Keller, Pierre Gagnaire, ないしは Hiroyuki Hiramatsu など。	
	・湾に面した二つの浮上パビリオン。階下のトンネルを通じてアクセスが可能。一つのプラットフォー	
	ムには小さなビール工房を、もう一つには昼間はビストロ、夜はナイトクラブを。	
	<u>ホテル (Hotel)</u>	
	・総部屋数 2,500 室のホテルで三つのタワーに設置(2,300 室の五つ星 Luxury Gardens ルーム、	
	100 以上のスイート)。	
	・総床面積は 206,900 ㎡。	
主要構築物と設	・マリーナベイの忘れ難いイメージを提供:顕著な設計要素としては低層階のストラクチャーの波の	
計の特色	ような彫刻型屋根、ホテルタワーの上のスカイパーク、芸術科学博物館などになる。三つのホテル	
	タワーのグルーピングは、スカイパークと共に、強力なシルエット並びにマリーナベイへの強いゲ	
	ートウエイのイメージを提供する。	
	・全体構築物の構成は現在また将来の地域開発にうまくフィットする:ホテルタワーがウォーターフロ	

ントからセットバックされている配置は全体の湾や町の眺めをどこからも可能にする。ホテルタワーフレームのスペースからはマリーナベイ、ガーデン、マリナサウスが眺望できる。

- ・1ha のスカイパークはユニークなデザインを提供する: 市、マリーナベイ、ガーデンズバイザシテイーの 360 度の眺めを提供し、記憶に値する体験を観光客に提供する。
- ・芸術科学美術博物館は人々に対し"welcoming gesture"を提供し、マリーナベイへと誘う。
- ・ホテルタワーはダイナミックな彫刻効果を与えるアングルで設計されている: 聳え立つアトリウムが 三つのホテルタワーを繋ぐ。マリナサウスの庭の前のファサードはランドスケープが見えるバルコ ニー、緑を垂直にタワーにも繋げている。これは鋭角的で、光輝く都会的なマリーナベイのファサードとのコントラストになる。
- ・全体計画、サイトのレイアウト、歩行者の回遊などは人々がこの開発地域内を楽に歩きまわれる ことを可能にする。: 異なったコンポーネントはうまく繋がれており、シームレスに RTS 駅、マリナサ ウスの庭並びにウオータープロムナードと統合している。
- ・一般大衆は開発が予定されている沢山の魅力ある公共スペースを期待できる。: これは 10,000 人 収容可能なイベントプラザ、芸術科学美術博物館の屋根の上の屋外劇場、多層階に亘るグランド アーケードの終結点における活動を含む。
- ・設計はシンガポールの「熱帯の庭の中の町"City-in-a-Garden"」というイメージを強化する。植生は、建物のファサード、屋根のテラス、アトリウムの中、人々が行きかうゾーンまで拡大される。ウォーターフロントプロムナードの上には大きなカノピー・ストラクチャーにより歩行者にとり日光からの日影をもたらす。

資料:「地方公共団体にとってのカジノ実現の手法」(平成20年6月(社)日本プロジェクト産業協議会)





資料:マリーナベイ・サンズ HP (http://www.marinabaysands.com/assets/pdf/overview.pdf)

リゾート・ワールド・セントーサの概要

落札者提案概要・セントーサ地区リゾート・ワールド (落札会社 Genting International 並びに Star Cruises、応札会社は SPC としての Infinity@TheBay Pte Ltd)

落札した事業者による提案内容概要は下記のとおりである。

	- Type Hit of a deciple, the property of the p		
総プロジェクト	総開発投資 S\$52 億(これは土地購入費(S\$605 百万)その他の資本コストを含む)		
投資額:	¥3,311 億円 1S\$=63.68 円で換算(平成 21 年 3 月 28 日現在)		
総床面積:	343,000 m ²		
統合リゾートの主	レジャー施設の提供(Leisure Offerings)		
要要素:	・リゾートの中に沢山のリゾートを配置し、訪問者は複数のリゾート体験ができる(multi-resort		
	experience).		
	・アンカーとなる家族レジャー用のアトラクションはユニバーサル・スタジオ・シンガポール。		
	・テーマパーク、海洋生活探索公園、水公園、海洋体験博物館、その他フェステイブ・ウオークに配		
	置される多種多様なエンターテイメント。		
	・ユニバーサルスタジオ・シンガポール・テーマパーク(Universal Studios Singapore Theme Park)		
	は統合リゾートの東側に設置され、"映画に乗る(Ride the movies)"のテーマで構築される。アト		
	ラクションの数はオーランド、アドベンチャーアイランドの施設と同等の数。7 つのテーマ世界を配		
	置、即ち Waterworld、Lost World、Egypt、Super Hero City、Back Lot-The Big Apple、		
	Hollywood Boulevard 並びに Cartoon Studios。最新鋭の 22 のアトラクションの内、16 施設はシ		
	ンガポールのためだけに設計される。Dreamworks Digital Animation Studios により、訪問者は、		
	コンピュータが生み出すイメージ画像魔術、実際のアニメーションアーチストの映画作成を学ぶこ		
	とができる。		
	・海洋生活探索公園(Quest Marine Life Park)、8ha の海洋アトリウムで、双方向的なイルカの居		
	住地区、6.5 百万ガロンの大きさの Whale Shark ラグーンなど。 この施設は Dolphin Quest により		
	運営され、同様に海洋生活タイプの活動を提供する。		
	・1.3ha の大きさの水公園(Equarius Water Park)はセントーサ島の丘部分の土地を統合した特別		
	に設計されたユニークなテーマパーク。		
	・海洋体験博物館(Maritime Xperiential Museum)はウォーターフロントに面し、世界最初の海の		
	シルクロード博物館になる。東アジア、中近東を結ぶ海洋ルートにのみ展示品を集中し、展示品の		
	中には、古代の貿易船のフルスケールのレプリカ、360 度のマルチメデアモーション難破船劇		
	場、"Bao Chuan" (Zheng He 船)の上でのアクロバットパーフォーマンスを含む。また、世界最初		
	の海のシルクロードに係わる歴史研究センターを中に設置する。		
	・3 つの野外劇場、即ち(The Show Place)、オープンエアーの 2,150 席公共野外劇場(The Bull		
	Ring)、6,300 席の野外劇場(Imagineering)、水・光のビジュアル効果によるマジックショーを提供		
	する 1,714 席の劇場。		
	・クレーンによるバレー:マルチメデイアの動く芸術ショーケース(アニマトロニックなクレーンが夜に		
	フェステイブ・ウオークで優雅に動き、光、水、火を発し、音楽、大規模 LCD スクリーンと同調す		
	ి సి		

- ・Le Vie ショールームは 1,600 席で、常設ショー "Le Vie" (Life) ショーを上演(ラスベガスの KA、O と同一メンバーであるシルクドソレイユによる。)
- ・マスターシェフによるグルメレストラン例えば、Alain Fabregues、Alan Wong、Scott Webster、
 Marlon Abele-MARC Group、Gary Kunz、Harlan Goldstein、Susur Lee、Luke Mangan 並び
 に Don Pintabona。
- ・統合 SPA 体験ができる ESPA SPA センター、健康、自己改造に係わるプログラムを提供し、静かなステイを望まれる人のために 42 のプライベートな ESPA ビラ。今現在シンガポールには無い小売ブランドショップ、例えば:Bershka、Stradavarius、Cortefiel、Promod、並びに The Universal Store 並びに Hamleys store。

会議施設(Meeting and Incentive (M&I) Facilities)

- ・会議施設は約 12,000 名を 3 つの施設で収容可能: Le Vie ショールーム/全体ホール (1,600 の劇場スタイルの着席)、ボールルーム(7,300 の劇場スタイルの着席、22 会議室(3,390 席)。
- ・7 つの屋内 incentive venues の選択肢を提供。これはブロードウエイ劇場、ムービースタジオ、スヌーピーショップ、水面下屋外劇場等を含み、10 の屋内 incentive venues を含む。ショープレース、ブルリング、フェステイブウオークなど。

ホテル(Hotel)

- 6 つのホテルで 1,830 室を提供、これは Hard Rock Hotel、Maxim's Residences、Hotel Michael (建物、内装、外装も Michael Graves のデザインによる)。
- ・総床面積は約 152,000 m。

構築物・設計の

主要特性

全体設計(Overall Design)

- ・建物の全体構成、フォルム、構造体は既存のセントーサ島の風合いにあっている。構築物は村の祭り的な雰囲気により人間のタッチを。サイトはよくレイアウトされており、鍵となるアトラクションや施設に関しては見やすいオリエンテーションを配置。
- 熱帯気候への対応。
- ・広範囲の水の使用,景観、材料の選択(石、木)により、島の熱帯リゾートとしての雰囲気を反映。アトラクションの多くも屋根付、歩道もカバー付きで、景観の特性はあらゆる天候において訪問者の体験を強調できるように。
- ·夜間照明(Night Lighting)。
- ・個別の建物の構造的特性、異なったゾーンの特性を際だたせる魅力的な夜の照明の存在。







《統合リゾート導入に至る背景 リー・シェロン首相の説明演説より 抜粋》 シンガポール政府がカジノを含む統合リゾート施設開発を閣議決定した後の議会におけるリー・シェロン首相の 説明演説

- ◆ 統合リゾート(IR) 開発は、わが国の観光産業振興の核となる一大計画であり、政府では 1 年以上にわたってこの構想を検討してきました。この問題については、国民の間でも政府内でも白熱した議論が交わされてきました。というのも、統合リゾート開発にはギャンブル施設、すなわちカジノ施設の建設が予定されているからです。
- ◆ 統合リゾート開発の考えが初めて議題に上ったとき、私自身の心情的には反対者の気持ちに近いものがありました。我が国の政府は、長年にわたってカジノを禁止しており、カジノを建設する案が提案されるたびに却下してきたからです。確かにシンガポールにカジノを建設することには、経済的なメリットがあるかもしれません。しかし、社会的な影響も無視するわけにはいきません。
- ◆ 政府がこれまでの対応の見直しを行った背景には3つの大きな背景がありました。
- ◆ 1 点目は、シンガポールの観光産業に翳りが出てきたことです。マーケットシェアが低下傾向にあり、観光地と しての魅力を失いつつあるのです。その理由は、シンガポールが面白みに欠けると思われているという事です。
- ◆ 2点目の大きな流れは、世界の都市が再開発に向けて動き出している事です。(要約:ニューヨーク、パリ、ロンドンの街のリニューアルの例、アジアの上海の活気、香港のディズニーランドオープン、カジノ建設、タイの統合リゾート開発計画、マレーシアのシティーセンタープロジェクト、F1レース主催、クアラルンプールの賑わいなどをあげている)、シンガポールはこうした新たな世界の一部になるのか、それともこの波に乗り遅れ取り残されてしまうのかということです。私たちは、快適な職住環境を備え、世界中から有能な人材が集まる元気なグローバル・シティを目指しています。そして、シンガポールに新たな「何か」を付け加えたいと思っています。それはロンドン、パリやニューヨークのような賑わいです。立ち止まってはいけません。アジア全体が変革期を迎えています。今変わらなければ20年後にはどうなっているでしょう?集客力を失うことなど小さな問題です。ですが、もし、シンガポールが取り残され、その結果アジアのハブとなるコスモポリタン・シティではなく、数ある凡庸な都市のひとつになり下がってしまったならば、私たちは多くの良い仕事を失い、その余波はすべての国民に及ぶでしょう。そのような事態は断固避けなければなりません。統合リゾート開発とは私たちが検討すべき重大な構想であり、シンガポール再生のきっかけとなるものなのです。
- ◆ 3点目に移ります。私たちが検討しているのはカジノではなく統合リゾートの開発です。カジノと聞いて思い浮かぶのは、スロットマシンやゲーム・テーブルが並ぶ賭博場、悪い風評と中国の秘密結社に支配されていたかつてのマカオ、あるいは組織犯罪とマネーロンダリングの巣窟、映画で見るラスベガスでしょうか。私たちが目指しているのはそんなものではありません。統合リゾートとは、そうしたイメージとはかけ離れたもので、むしろレジャー、エンターテイメント、ビジネスゾーンと呼ぶにふさわしいものなのです。
- ◆ 統合リゾートには、ホテル、レストラン、ショッピング機能、会議場、劇場、博物館、テーマパークなど人々を愉快にするいろいろな施設を整備します。年間何十万もの集客を見込んでいますが、そのほとんどはギャンブル目当てではありません。観光客、エグゼクティブ、ビジネスマンなどがリゾートを楽しんだり、大会や会議に参加したりするためにここを訪れるのです。ただ、この広大な敷地の小さな一画に、数あるアクティビティのひとつとしてギャンブルを楽しむための施設を設けます。この施設のおかげでプロジェクト全体の財務面をカバーできるのですから、その役割は重大です。つまりこの統合リゾートのために、政府が助成金や補助金を拠出する必要はないということです。

出所:シンガポール政府情報省

(4)国内の取組み状況

ア 国・政党等における動き

- ・ 政府は平成 15 年 4 月、外国人旅行者訪日促進戦略の一環として、ビジット・ジャパン・キャンペーン (VJC) を開始するとともに VJC 実施本部事務局を開設した。平成 22 年までに 1,000 万人の訪日外国人誘致を実現するための活動が展開されている。
- ・ 自由民主党所属の国会議員が平成 14 年 12 月に、ラスベガスに代表されるカジノ・エンターテイメントを中心とする新産業の創造、それに伴う雇用の創出、地域の振興、我が国の観光産業の飛躍的発展を目的に「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟(カジノ議連)」を設立し、平成 16 年 6 月に「ゲーミング(カジノ)法・基本構想(案)」を公表した。
- ・ 平成 18 年 2 月に正式な党の機関として、観光特別委員会の下に「カジノ・エンターテイメント検討小委員会」を新たに設置し、同年 6 月に法案作成の基本的な考え方となる「我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」を策定した。
- ・ 自由民主党が基本方針を策定した後、一時動きが停滞していたが、最近法案上程に向けて 動きが見られつつある。
- ・ 民主党は平成 20 年 4 月、カジノ法、遊技業法の整備等を議論、検討することを目的に、「新時代娯楽産業健全育成プロジェクトチーム」を設置した。
- ・ 平成 19 年 1 月に観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与することを目的に、観光立国推進基本法が施行され、同 6 月には、同法に基づく観光立国推進基本計画が閣議決定された。平成 20 年 4 月 25 日には「国土交通省設置法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 20 年 10 月 1 日には、観光立国の実現は 21 世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な国家的課題との認識の下、国全体として、官民を挙げて観光立国の実現に取り組むため、国土交通省に観光庁が設置されている。

《我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針》

(要約)

《カジノ・エンターテイメントとは》

- ◆ カジノ・エンターテイメントとは、老若男女を問わず、家族でも楽しむことのできるテーマパーク、 劇場、シネマコンプレックス、ショッピング・グルメモール、スポーツ施設、国際会議場、ホテルな どにカジノを含んだ複合施設であり、米国ラスベガスをモデルとし現在世界各地で導入が進め られているものである。
- ◆ グローバル化と価値観の多様化が進む中で先進諸国は、既存の観光資源のみならず来訪する国際観光旅客の多様なニーズに応える新たな観光資源の開発、都市・地域の活性化などを通じ訪問先としての国の魅力を高めることを政策課題として重視しており、観光における国際競争は激しさを増している。

この世界的潮流の中で多数の観光客、ビジネス客を惹きつけているカジノ・エンターテイメント施設は国際観光におけるグローバル・スタンダードになりつつあり、現在カジノを合法化している国は、我が国を除くG8各国をはじめすでに120カ国を超えている。

特にアジアにおいては、近年シンガポールがそのために長年の政策を転換しカジノ合法化を図り、中国においても上海でカジノ・エンターテイメント施設設置を検討するなど国の明確な 意思の下に国際観光旅客の取り込みが行われている。

また、従来からカジノが合法化されていたマカオにおいても近代的なエンターテイメント施設が併設され今や米国ラスベガスに匹敵する規模の家族でも楽しめる観光都市に変化しつつある。

《地域振興と国際観光に資するカジノ・エンターテイメント》

- ◆ グローバル化した社会において、ビジネス客を含めた国際観光旅客と生活スタイルが大きく変わった国民の価値観とニーズに対応する新たな観光資源を開発する必要が求められる。
- ◆ 観光資源としてのカジノ・エンターテイメントがもたらす観光振興効果、経済波及効果、税収 増、そして雇用などを期待できる。
- ◆ 21 世紀を担うサービス産業としてのエンターテイメント産業を振興し、支援する政策的価値が あることなど。

《基本的枠組み》

【法律の目的】

- ・ 外国人観光客の拡大及び時間消費型・滞在型国内観光の振興により国際競争力のある観光を実現。
- ・エンターテイメント関連産業育成、雇用創出、地域振興・再生などに寄与・貢献。
- ・収益をもって地方と国の財政に資する。

【国の規制機関】

- ・カジノ管理機構の設置。
- ・民間主体の認証、様々な許認可や監視・監督を行う。

【法律上の施行者】

・カジノを施行できる主体は、県や市町村などの地方公共団体ないしはその一部事務組合とする。

【施行地域の限定と段階的施行】

- ・ 当面は、カジノ立地の振興効果を発揮できうる政策的ニーズの高い地域を優先し、2~3箇所に限定して実施。
- ・この導入実績を検証・評価しながら、最大10箇所程度に段階的に拡大する。

【収益金】

・ 地方公共団体が施行主体となることから、収益金は、地方公共団体に帰属する。(税方式ではない)

【厳格な規制・監視体制】

- ・暴力団の排除や不正・犯罪の防止の徹底。
- ・カジノ場への未成年者、暴力団関係者、賭博依存症患者等の立ち入り禁止。

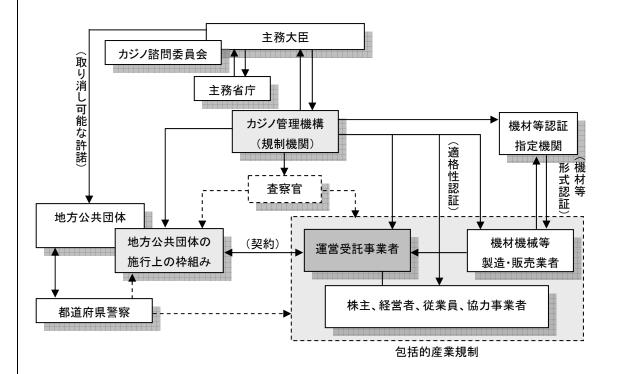


図 序-8 自民党基本構想(全体の構図)

資料:『ニッポンカジノ&メガリゾート革命 国際観光立国宣言』(平成19年12月 梅澤忠雄 美原融 宮田修 編著)

イ 地方における動き

- ・ 東京都は平成 11 年にカジノ構想を打ち上げ、平成 14 年 10 月に「東京都都市型観光資源 の調査研究報告書」を取りまとめた。
- ・第一次特区提案、第二次特区提案で8つの地方公共団体からカジノに係わる特区提案がなされている。すなわち、大阪府(一次提案、「国際交流特区」)、東京都荒川区(第一次提案、「観光・国際交流特区」)、静岡県熱海市(二次提案、「熱海温泉郷観光振興特区」)、石川県加賀市(一次提案、「加賀温泉観光経済特区」)、岐阜県(一次提案、「中心市街地活性化特区」)、三重県鳥羽市(二次提案、「観光産業特区」)、宮崎県・宮崎市(一次提案、「国際コンベンション特区」)、石川県珠洲市(二次提案、「能登国際観光カジノ産業特区」)である**。
 - ※『ニッポンカジノ&メガリゾート革命 国際観光立国宣言』(平成 19 年 12 月 梅澤忠雄 美原融 宮田修 編著) 参照。
- ・ 平成 15 年 2 月に 1 都 1 府 3 県で「地方自治体カジノ研究会」が立ち上げられ、平成 16 年 3 月には日本におけるカジノ像や法制度のあり方を検討した報告書がまとめられた。
- ・ 平成 16 年 8 月に上記研究会が発展的に解消されたのを受け、「地方自治体カジノ協議会」 が新たに発足し、現在 1 都 1 府 4 県が加入し、カジノ実現のための法制度の検討が進めら れている。

表 序-2 地域の主な動向

	1	
地域等	ヒアリング先	概 要
北海道	北海道	庁内研究会において研究報告書「ゲーミング(カジノ)に関する考察」を作成、全道市町村に配布。「カジノに関する情報交換会」(H20.2)開催。また道内各地において商工会議所を中心に研究会等を開催。
秋田県	NPO 法人イースト ベガス推進協議会	第3回カジノ学会を開催。「NPO法人イーストベガス推進協議会」において地域活性化を目指し、誘致活動中(H8.~)。また、秋田県、秋田市などの団体で組織する「秋田カジノ・エンターテイメント研究会」が発足。官民挙げての誘致活動にむけて動いている(H21.2~)。
東京都	東京都	新たな都市型観光資源創出のため、毎年、海外のカジノ政策等の調査、研究を実施。
神奈川県	神奈川県	国に対して「カジノ実現のための法律の制定」を提案した(H20.5)。また、カジノについて総合的な施策展開を図るための調査研究を実施した。
石川県	珠洲市	珠洲市にラスベガスを作る研究会が、珠洲市等と「能登国際観光カジノ産業特区」として、健全な時間消費の複合体産業を構築することを提案した(H15.1)。
静岡県	静岡市	旅館組合等を中心に熱海市も参加して「熱海・カジノ誘致協議会」が設立される (H14.7)。同協議会は「第2回日本カジノ創設サミット」を開催(H16.9)。熱海市と同協議会は「熱海温泉郷観光振興特区構想」を共同提案(H15.1)。
	静岡県	静岡県は、文化芸術の振興、地方財政の改善を目的とした「カジノ法試案」を発表 (H14.4)。静岡県議会有志により「カジノ誘致議員連盟」が設立される(H20.4)。
愛知県	常滑商工会議所	常滑商工会議所が、中部国際空港対岸部(前島)の臨海エリアを候補地とし、集客の 核施設として、カジノを提案した。
三重県	鳥羽市	鳥羽市が「観光産業特区」として、従来の景観美・海の幸・観光施設を活用した上にカジノを開設することを提案した。

地域等	ヒアリング先	概要
滋賀県	大津商工会議所	滋賀工業会や大津商工会議所など経済団体、国会・県議会有志が、琵琶湖での船上 カジノ開設を目指して「びわ湖にカジノを浮かべる会」を設立したが、休会中である。
大阪府	大阪府	大阪府は関西国際空港、りんくうタウン周辺地域を「国際交流特区」として提案。 この提案の中で、りんくうタウンに、カジノ、ショー、ショッピング、グルメなど家族で楽しめるアミューズメント産業の集積を盛り込んだ(H14.8)。
		堺商工会議所は、「国際楽市楽座特区」におけるカジノの合法化を提案している (H15.1)。
		大阪市都市工学情報センターで「CITE さろん・カジノ・エンターテイメント研究会」を立ち上げ、大阪市と関西経済界主要企業が参加し、大阪市における複合エンターテイメント施設の在り方を調査研究している(H15.9)。
和歌山県	和歌山県、カジノ・ エンターテイメント 研究会	和歌山県はカジノを核とした複合レジャー産業の集積を図る「レジャー特区」を創設するため、賭博関係規制の適用除外又は特別法の整備を国に提案した(H14.5)。カジノ・エンターテイメントに関心のある市町村、経済団体と「カジノ・エンターテイメント研究会」を設立し、カジノ導入のための調査研究、及び講演会など市民への周知・PR 活動を展開している(H19.10~)。
徳島県	日本カジノ健康保養学会	欧州型のリゾートカジノの実現(英国型の「治療共同体」、ドイツの温泉保養地「クワオルト」の概念を取り入れたまちづくり)を目指している。また、日本カジノ創設サミットを開催(H20.2)し、カジノを核に中心市街地活性化を図るユニークな街づくり案を提案している。
香川県	財団法人香川経済 同友会	「瀬戸内カジノ構想」の緊急アピールをまとめ県知事に提出した(H14.7)。昨今においては具体的な計画等に至っていない。
宮崎県	宮崎県	宮崎県と宮崎市が、「国際コンベンション特区」として、カジノの容認を含む規制の特例を導入することを提案した(H14.8)。
西九州	西九州統合型リゾ 一ト研究会	長崎、福岡、佐賀の各県に本拠を置く198の企業と13の個人が参画し、西九州におけるカジノを含む統合型リゾートの可能性及び、その効果や影響について検証中(「西九州統合型リゾート研究会」)。

注:各地へのヒアリングを参考に主な動きを整理した。

ウ 民間団体等における動き

民間部門においても、カジノ実現に向けて調査研究や構想策定、世論喚起などに取り組んでいる団体もある。

(ア)民間団体等の例

《社団法人日本プロジェクト産業協議会(JAPIC)》

鉄鋼、ゼネコン、商社等 160 社で構成される業際的な組織で、社会資本整備やプロジェクト推進や調査研究を実施。平成 11 年秋より都市型複合観光事業研究会でカジノの研究を進めており、自民党の議連においても講演を行うなどアドバイザー的役割を果たしている。平成15年、「欧州ゲーミング事情視察調査報告書」「カジノ制度構築に向けた諸課題と対応策」の出版。

《日本カジノ学会》

レジャー・カジノの分野に関する学術・知識・教育の調査、研究、審議を中核とし、その 成果を国民生活に反映浸透させることを目的としている。

《大阪商業大学「アミューズメント産業研究所」》

「ギャンブル・アンド・ゲーミング・プロジェクト」設立。「ギャンブリング・ゲーミング 学会」では、ギャンブル産業の経済効果やギャンブル依存症の実態等の分析を実施。

《カジノ創設サミット》

カジノ構想を有する地域の関係者が一同に会し、全国にアピールする会合が平成 15 年から 毎年開催されている。

《財団法人広域関東圏産業活性化センター》

「カジノの運営主体及び地域経済などに及ぼす影響調査報告書」では、諸外国のカジノ導 入事例、我が国において立地可能性のある施設形態、影響、効果等を紹介。

《社団法人日本経済団体連合会(経団連)》

ライブ・エンターテイメントの振興において、カジノを含む「巨大ライブ・エンターテイメント集積地の創造」に関する提案をしている。

《日本カジノスクール》

プロのディーラー養成等を目的に開校。卒業生は、海外ではテニアン、国内ではカジノイベント、また外航豪華客船内のゲームコーナー等にてディーラーとして活躍している。

《財団法人社会安全研究財団》

安全問題に対する調査、研究と資料の収集等を組織的に行うとともに、これらの事業を行う団体等に対する助成等の事業を行い、もって公共の安全と秩序の維持に寄与することを目的に、日本遊技機工業組合の発起により設立。治安・防犯から安全なまちづくり、薬物乱用、犯罪被害、少年問題等の研究を実施。

(5)自由民主党基本方針における経済効果の記述

自由民主党基本方針における経済効果に関連する記述を整理した。

- ①近年、米国をはじめ先進諸国では、カジノを非合法化すると、むしろ多大な収益が裏社会に注ぎ込まれる恐れがあるという考え方から、カジノを国家の厳格な規制監視及び管理下に置くことを前提に合法化し、施行に伴う経済的社会的メリットを肯定的に捉え、社会に還元する考え方がとられている。
- ②米国をはじめ先進諸国では、国家がカジノを厳格な規制・管理の下に置くことでカジノ・エンターテイメントが生み出す経済的社会的メリットがデメリットを総合的に上回ることが証明されている。

- ③米国をはじめ先進諸国において、カジノ・エンターテイメントがもたらす収益は、教育、 福祉、街づくりなどの新たな財源として用いられ、また多くの雇用を生み出している。
- ④カジノ・エンターテイメントは、それを構成するカジノの収益と他の施設の一体運営により高品質のショー・エンターテイメントをはじめ飲食、宿泊を安価で来訪客に提供することができる。カジノ・エンターテイメントにおける安価なサービスの提供は訪問客にとって大きな魅力であり、このことからカジノは、エンターテイメント産業全体の振興に極めて有用な中核施設である。
- ⑤カジノ・エンターテイメントは、国際観光振興策としての観光資源であるだけでなく、 経済波及効果、収益を用いた新たな財源、周辺地域の税収増・雇用増などをもたらすこ とから、内国人向けの施設としても有効であり、また、新たなエンターテイメント産業 の創出にも大きく寄与する。
- ⑥国による交付金収入は、国際・国内観光振興、地方と国の財政貢献など法目的に資する 事業に対し支出され、かつその使途を限定する。
- ⑦地方公共団体の収益金及び入場料の使途は、地域社会における社会的セフティー・ネット構築や施行の安全性・健全性や地域社会の公共安全を担保するために一定の支出を義務付けるなどが望まれる。

(6)海外におけるカジノ・エンターテイメント導入による経済効果の整理

海外におけるカジノ・エンターテイメント導入による経済効果について、これまで調査された報告書等から引用し、以下に整理した。

ア 米国

米国全体のカジノ売上の合計は、5~6兆円と言われている。

(ア)ネバダ州 ラスベガス等

《ネバダ州》

①直接効果:州内労働者の1/3の雇用創出。

間接効果:州内労働者の60%雇用を支えている。

- ②失業者が減ることにより、生活補助を受ける世帯が減り、州の負担が軽減されている。
- ③カジノを含む娯楽産業は、第2位の鉱山産業の20倍の雇用を生み出している。

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~③※3)

《ラスベガス》

- ①年間訪問客数 2008年:3,748万人
- ②観光産業の経済効果 2007年:3兆9,900億円
- ③カジノ収入 2007年:8.064億円
- ④コンベンション参加者 2008 年:590 万人(全訪問客数の15.7%に相当)
- (5) ラスベガスのホテル稼働率 2008年:89.8% (全米平均60.4%)
- ⑥平均滞在日数 2008年:3.5日
- ⑦ラスベガスは、温暖な気候、州の企業税金及び個人所得が無税、治安がいい、雇用市場が豊富 → 全米から移住者が多い。 → 成長し続ける都市となっている。
- ⑧ラスベガスの成功の秘訣は来訪客の滞在日数が長いことである。

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~⑥※1 ⑦~⑧※2)

(イ)ニュージャージー州

《ニュージャージー州》

- ①年間粗収益 2000年(約4,940億円、12施設合計)
- ②カジノ支出効果 2000 年:年間約 2,870 億円 うち約 1,720 億円が役務・物品購入で占める。
- ③年間来場者数 2000年: 3.400万人
- ④雇用創出効果:ニュージャージー州:5万人うち、アトランティック・シティー:1.1万人(全市民 3.8 万人の約 29%)
- ⑤カジノの収益を利用し、低所得者に対する医療補助が行われている。

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~⑤※3)

《アトランティック・シティー》

- ①アトランティック・シティーの海岸部の特定地区において 12 のカジノが許可されているが、「カジノは、1978 年に 3,142 人で立ち上がって以来、1989 年には 4 万 508 人の雇用を州にもたらした。」と報告されている。
- ②別の報告では、カジノによる雇用効果は、約5万人、雇用者への総支給賃金は、年間約10億ドル(約960億円)に達するとされている。
- ③粗収益税 2002年:約3億4.873万ドル(約335億円:12施設合計)
- ④粗収益税は、身体及び精神障害者福祉、高齢者への交通費補助プログラム、文化・教育 振興等に活用されている。

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~④※4)

(ウ)ミシシッピ州

《ミシシッピ州(2002 年 12 月現在 カジノが 30 箇所立地、内ガルフコースト 12 箇所、チュニカカウン ティ 10 箇所、その他 8 箇所》

- ①カジノ産業の直接雇用:約3万8千人、その他の間接雇用:約2万8千人(合計6万6 千人)
- ②カジノ産業の賃金の総支払額:年間6億ドル(約576億円)以上
- ③カジノ産業による総投資額: $(1992 年 8 月 \sim 2002 年 12 月 10 年 5 ヶ月の間)$ 約30億ドル (約2,880億円)
- ④カジノによる税収総額 2002年:3億2,739万ドル(約314億円)
- ⑤カジノの税収のうち、州政府の一般会計に充当される分:1億6,472万ドル(約158億円)
- ⑥カジノの税収のうち、地方政府(郡、市)の一般会計に充当される分:約1億937万ドル(約105億円)
- ⑦特定目的のために充当される分(高速道路のための基金、減債基金):約5,330万ドル(約51億円)
- ⑧チュニカに代表されるカジノは「地域興し」手段としても極めて有効である。確たる観 光資源も無かったチュニカは、カジノの導入により全米最貧地域から大躍進を遂げた。

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~⑦※4 ⑧※5)

《チュニカカウンティ(カウンティ=郡)》

- ①10 の施設で年間来場者 2002 年 1,000 万人~1,200 万人
- ②年間粗収益 2000年(約1,250億円、10施設合計)
- ③カジノが設立された 1992 年から約 10 年間に著しい経済発展を遂げた。
- ④カジノ設立前の 1991 年に 16%の失業率 → 2001 年に 5%以下の失業率、これにより 福祉コストが軽減された。
- ⑤カジノホテルの就業者 16,000 人
- ⑥州の内外から労働者が集まってくる。

- ⑦カジノ設立により住民一人当たりの年収も約2倍となった。
- ⑧水道整備、学校、医療といったインフラが整備される。公共投資に加え、民間投資が活発化されている。

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~⑧※3)

(エ)ルイジアナ州

《ニューオーリンズ》

- ①ハラーズ・ニューオーリンズ (カジノ施設) の資料によると、「ルイジアナ州全体で 4,472 人の新たな雇用を創出している。」と報告されている。このうち 3,063 人はハラーズ・ニューオーリンズが直接雇用している従業員である。
- ②ハラーズ・ニューオーリンズは新たに 9,900 万ドル (約 95 億円) の家計収入を創出して おり、その内、4,870 万ドル (約 47 億円) がニューオーリンズ住民のものとなっている。
- ③ハラーズ・ニューオーリンズの利用者(試算では、667 万 4,677 人)の 35.5%は、州外からの観光客(試算では、236 万 9,511 人)であるが、これらの人々がニューオーリンズ市滞在中にカジノ以外の産業に対して消費する額は、1 億 80 万ドル(約 97 億円)にのぼると試算されている。

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~③※4)

(オ)ミシガン州

《デトロイト市(カジノ施設3箇所)》

- ①市税及び州税の合計 18%の賭事税(とじぜい)をはじめ、実効税率は 22.14%
- ②市税と州税合計 2002年:約2億252万ドル(約194億円)
- ③市税 粗収益の 9.9%: ダウンタウン及び近隣地区の経済開発、公共安全プログラム(緊急医療サービス、消防署、街路照明など)、反暴力青年プログラム、市民生活向上、市警備員の雇用・教育等に活用されている。
- ④州税 粗収益の8.1%:ミシガン州学校援助基金に充当

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~④※4)

イ 中国

(ア)マカオ

- ①入域観光客 2000 年 744 万人→2007 年 2,700 万人 約 3.6 倍に伸びる。(2002 年にカジノ経営権を外資に開放)
- ②2006年度にカジノ収入でラスベガスを抜き世界一となっている。
- ③カジノ施設からの予想を上回る利益が計上されたため、マカオ市民一人あたり約 75,000 円のボーナスが支給された。

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①※6 ②~③※9)

ウ シンガポール

①2009 年から 2010 年にかけ、大規模な 2 つの統合リゾートが新設される。この 2 つの施設のみで、シンガポールの GDP を年間 S\$15 億(約 955 億円)向上させ、同国の観光業関連収入を現在の 3 倍にし、かつ 35,000 人の直接雇用をもたらすとしている。

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①※10)

工 韓国

カジノによる粗収益はカンウォンランドを除くと 13 箇所のカジノを合計して、約 280 億円 (2000 年時点)となっている。また、カジノによって、ホテル等の二次的な観光収入が発生している。

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ※3)

(ア)カンウォンランド

- ※廃坑地域の蘇生・開発目的、内国人が唯一利用可能な施設
- ①1日あたりの来場者 2,700人~2,800人
- ②粗収益 2000年10月28日~12月31日(約2ヶ月) 約83.6億円
- ③カジノは、複合的な整備による国際競争力の強化、商店街の活性化、地価の上昇による 固定資産税収の上昇等の地域活性化に貢献している。
- ④今後の施設の拡張計画によって、経済規模や従業員規模は、4~5 倍になると想定されている。

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ※3)

《カンウォンランド・スモールカジノ》

- ①従業員864名のうち、地域住民の雇用は294名(34%)
- ②関連サービスの従業者は 235 名、関連サービスの雇用創出効果は年間 60 億ウォン (約 3 億 8,940 万円)
- ③カジノ入場者数は推計で100万人
- ④1995~2005 年の 10 年間にカジノ周辺地域において合計 3 兆 1,875 億ウォン (約 2,069 億円) の社会資本整備
- ⑤地価の上昇→固定資産税収の上昇
- ⑥商店街などの活性化
- ⑦廃坑地域開発基金:粗収益の10%を納付金として納付
- ⑧観光振興基金:粗収益が、10億ウォン(約6,490万円)未満:粗収益の1%を納付、10億ウォン(約6,490万円)~100億ウォン(約6億4,900万円)未満 同5%を納付、100億ウォン(約6億4,900万円)以上 同10%を納付

(1ウォン=0.0649円で換算。平成21年3月28日現在)

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~⑧※4)

(イ)ソウル

《パラダイス・ウォーカーヒル(外国人のみ利用可能)》

①年間来場予測数 推計 45 万人(顧客の 80%が日本人)

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①※3)

オ オーストリー

※12 のカジノが存在している。

- ①オーストリーは、文化と歴史そしてカジノという観光資源を資源として、世界各地から 1,700万人の観光客を引きつける「観光大国」である。
- ②国際的なカジノビジネスを展開しているカジノ・オーストリー・インターナショナル (CAI) の成功の一因として、CAI が各地域に根付いた歴史的伝統・文化との調和に重きを置き、地域の特徴を生かしたカジノ施設を展開しているという点が挙げられる。
- ③このような CAI の取組みは、カジノの文化的価値を高めつつも観光、レジャー産業への 波及効果、雇用の増加などを図っていることが特徴だと言える。
- ④12 の施設の入場者 (2005年: 230万人)、従業員 1,800人
- ⑤バーデン市のカジノ税収 年:200万ユーロ(約2億4.946万円)
- ⑥バーデン市:カジノを目的に来ても、宿泊や食事、買い物はバーデン市で行っているので、カジノから得る税金以上に市の経済活性化に貢献していると言える。

(1ユーロ=124.73円で換算。平成21年3月28日現在)

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~⑥※7)

《2002年年次報告書》

- ①カジノ総顧客数 1,400 万人
- ②国内総粗収益:約405億円相当額 (1999/2000期)
- ③同期公的部門総税収:約145億円相当額

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~③※8)

カ スイス

①スイスは、少子高齢化対策に対応してカジノ収入の大半を国民年金基金の原資に充てている。

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①※6)

キ オーストラリア

①カジノ収入 1999年:約329億円

②雇用創出効果:2万人

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~②※3)

ク フランス

《フランス議会上院報告書》

- ①カジノ顧客総数 6,654 万人
- ②国内総粗収益:約2,151億円相当額 (1999/2000期)
- ③同期公的部門総税収:1,325 億円相当額

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~③※8)

ケイギリス

《英国ゲーミング管理機構 2002 年年次報告書》

- ①カジノ総顧客数 1,180 万人
- ②国内総粗収益:約1,146億円相当額(2002年)
- ③同期国内ゲーミング税収:約240億円相当額
- ④ゲーミング機械税:285 億円相当額

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~④※8)

コ カナダ

(ア)オンタリオ州

①ナイアガラでは、カジノ施設が冬期の観光客呼び込みにも貢献している。

年間来場者 2000年:1,000万人

- ②経済効果 2000年:約3,931億円
- ③直接雇用効果 27,000 人

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~③※3)

サ モナコ

- ①カジノ税収の国家予算に占める割合 1995年:3~5%
- ②「世界一安全で文化的な国」「超一流の観光立国」と言われている。

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~②※3)

《独占事業者 SMB 2002 年年次報告書》

①カジノ総顧客数:推定100万人

②国内総粗収益:約288億円相当額 (2001/2002期)

③同期粗収益税:58 億円相当額

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ①~③※8)

シ ニュージーランド

- ①失業率: カジノが設置されることによって、オークランド市で 7.9%、ニュージーランド 全体で、2.9%の失業率の低下に繋がった。
- ②1995 年段階で、設置したカジノを全て稼働することで、GDP (国内総生産) で約 370

ス 複数地域に係る資料

表 序-3 ヨーロッパにおけるカジノ年間顧客数(推定)

国名	年間顧客数(万人)	施行施設数
フランス	6,654	170
イギリス	1,180	122
オーストリア	1,400	12
モナコ	100	4

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ※4)

表 序-4 主要欧州諸国におけるカジノ施設数

国	施設数	国	施設数	国	施設数
フランス	170	スエーデン	4	スイス	21
イギリス	122	イタリア	4	ラトビア	22
ドイツ	63	フィンランド	2	ブルガリア	8
スペイン	32	アイルランド	1	スロバキア	7
オランダ	19	エストニア	94	クロアチア	13
オーストリア	12	チェコ	34	リトアニア	6
ポルトガル	8	ポーランド	22	モナコ	4
ベルギー	8	スロベニア	11	セルヒ゛アモンテネク゛ロ	5
ギリシャ	8	ハンガリー	7	ジブラルタル	2
デンマーク	6	マルタ	3		

[※]一般的に施設数の少ない国は、一国の市場全体の制約性により、施設数を制度や規制により意図的に制限し、市場全体を管理するという施策をとっている国が多い。

資料:(p33<引用/参考文献一覧>参照 ※8)

<引用/参考文献一覧>

- ※1「ラスベガス観光局 資料」
- ※2「平成 13 年度北部地域リゾート・コンベンション形成推進調査報告書」(平成 14 年 3 月 沖縄県)
- ※3「エンターテイメント事業可能性調査報告書」(平成15年4月 沖縄県)
- ※4「日本版カジノ」(平成 15 年 12 月 (社) 日本プロジェクト産業協議会)
- **※5**「アメリカにおけるゲーミング」(平成 15 年 3 月 (財)社会安全研究財団)
- ※6「平成19年度カジノ・エンターテイメント検討事業報告書」(平成20年3月 沖縄県)
- ※7「産業総合研究所調査報告書」(2007年3月 沖縄国際大学 産業総合研究所)
- ※8「ヨーロッパにおけるゲーミング」(平成16年3月 (財)社会安全研究財団)
- ※9「マカオ政府発表資料」
- ※10「ニッポンカジノ&メガリゾート革命国際観光立国宣言」(2007年12月 梅澤忠雄 美原融 宮田修)

2 カジノ・エンターテイメント検討委員会の目的と検討経緯

(1)検討委員会設置の背景及び目的

ア 検討委員会の設置目的

- ・ カジノ・エンターテイメントは国際観光振興策として注目され、国内でも検討が進む。
- ・ 沖縄県は国際観光リゾート地を目指して、地域の特色を活かした芸能や音楽を始め多様な エンターテイメントの充実が必要。
- ・ カジノを含む多様なエンターテイメント複合施設は、有効な手段の一つとして期待される。
- ・ 本県にカジノ・エンターテイメントを導入する場合の課題や対応策等について調査、検討 することが求められている。

イ 平成 19 年度からの検討課題

- ・ 沖縄県独自のモデル (コンセプト) を検討する必要がある。
- ・ 経済効果に関する検証を行う必要がある。
- ・ 海外事例等の正確な情報を県民各層に分かりやすく提供する必要がある。
- ・ 入場規制について、具体的かつ実効性ある手法を検討する必要がある。
- ・ カジノ・エンターテイメント導入の必要性や目的、あるべき姿などについて、県民の間で 議論を深めていく必要がある。

(2)検討委員会の構成

検討委員会は下記のメンバーで構成し、検討を行った。

(順不同、敬称略)

	氏 名	所属
委員長	小 濱 哲	横浜商科大学 貿易・観光学科 教授
副委員長	元 山 和 仁	沖縄女子短期大学 総合ビジネス学科 教授
	米 盛 徳 市	琉球大学教育学部 教授
	宮 城 信 雄	沖縄県医師会 会長
	國 場 幸 一	沖縄県商工会議所連合会 会長
	渕 辺 美 紀	沖縄経済同友会 副代表幹事
	糸数 久美子	沖縄県中小企業家同友会 代表理事
	平 良 哲	(財)沖縄観光コンベンションビューロー 会長
	宮里 一郎	沖縄県ホテル旅館生活同業組合 理事長
	新 垣 安 男	(社)日本旅行業協会沖縄支部 支部長
	大 城 節 子	(社)沖縄県婦人連合会 会長
	大 田 守	(社)沖縄県 PTA 連合会 会長
	安里 政晃	(社)日本青年会議所沖縄地区協議会 会長
	宮城篤実	市町村会 会長(嘉手納町 町長)

(3)検討委員会の主な検討内容

回	日程	検討内容
第1回	平成 20 年 8 月 12 日(火) 14 時~16 時 県庁 6 階 第 2 特別会議室	 (1)委員会運営 ①副委員長の設置に伴う要綱の改正及び副委員長の選出について (2)報告・確認事項 ①平成19年度カジノ・エンターテイメント事業結果概要について ②平成20年度カジノ・エンターテイメント検討委員会スケジュール(案)について ③カジノの現状及び今年度調査事項の整理・手法等について ④シンガポールにおける統合リゾートの導入について (3)沖縄の現状とカジノ・エンターテイメントについて
第2回	平成 20 年 9 月 16 日(火) 14 時~16 時 県庁 6 階 第 2 特別会議室	(1)沖縄型カジノ・エンターテイメントのコンセプトとイメージについて(2)カジノ・エンターテイメント施設の経済的波及効果の検討について(3)カジノ・エンターテイメント導入に伴う懸念される事項の対応策の検討について
第3回	平成 20 年 10 月 27 日(月) 14 時~16 時 県庁 6 階 第 2 特別会議室	 (1)沖縄型カジノ・エンターテイメントモデル及びコンセプトとイメージについて (2)カジノ・エンターテイメント導入に伴う懸念される事項の対応策の検討について ― 県民の入場規制について ― (3)海外事例視察について (4)シンポジウムの開催について
海外事例視察	平成 20 年 11 月 10 日(月)~ 11 月 14 日(金)	アメリカ合衆国 ネバダ州 ラスベガス ・ ネバダ州ゲーミング管理局 ・ MGM ミラージュ社 ・ ネバダ州責任あるギャンブル推進のための協議会 ・ ネバダ大学ラスベガス校 ・ ラスベガス観光局(ラスベガスコンベンションセンター) ・ ハラーズエンターテイメント社
シンポジウム	平成 20 年 12 月 19 日(金) 沖縄コンベンショ ンセンター 13:30~16:30	 (1)基調講演テーマ: 「カジノ・エンターテイメントの動向 ー管理体制と犯罪コントロールー」 講師: 谷岡 一郎 (大阪商業大学学長) (2)沖縄県の検討事業の報告 報告: 「沖縄県のカジノ・エンターテイメントの検討委員

		会における検討状況」(沖縄県観光商工部)
		(3)パネルディスカッション テーマ:「沖縄の地域特性と統合リゾートの可能性」 コーディネーター: 小濱 哲 横浜商科大学教授 (カジノ・エンターテイメント検討委員会委員長) パネリスト: 谷岡 一郎 大阪商業大学学長 赤木 健利 特定医療法人富尾会桜が丘病院(熊本在)院長 元山 和仁 沖縄女子短期大学教授 安里 政晃 (社)日本青年会議所沖縄地区協議会会長
第4回	平成 21 年	(1)沖縄統合リゾートモデル及びコンセプトについて
	3月12日(木) 15:00~17:00	(2)沖縄統合リゾートモデルの経済的波及効果について
	サンパレス球陽館	(3)カジノ・エンターテイメント導入に伴う懸念事項への対処について
		(4)海外事例視察の結果報告について
		(5)シンポジウムの結果報告について